

2023-009 事件

ボディビルディング競技

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構

会長 赤間 高雄



同意に基づく決定書

標記事件につき、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）は、日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.3.3 項の規定に基づき、下記のとおり決定する。

記

〔決 定〕

- ・ 本規程 2.6.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 10.2.1 項及び同 10.8.1 項に従い、2023 年 10 月 24 日より 3 年間の資格停止とする。

〔理 由〕

- ・ 本件は、後述するとおり、競技者が競技会外において競技会外における禁止物質を保有していた事案であるところ、本件の競技者は、本規程 22.1 項に基づき本規程の遵守を受諾している公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟（以下「本連盟」という。）に登録することによって本規程に同意しており、したがって、本件の競技者には本規程が適用され、かつ JADA の結果管理権限に服する。なお、後述のとおり、競技者による本規程の違反は 2023 年 9 月 3 日と認められるところ、競技者はその後本連盟に退会届を提出し、本連盟はこれを 2023 年 9 月 12 日に受領しているが、競技者は本規程の違反時点では本連盟に登録されていたのであるから、本規程 7.7 項に基づき、JADA は、本件について結果管理手続を完了させる権限を保有し続ける。
- ・ 2023 年 9 月 3 日に開催された第 27 回日本クラス別選手権大会会場に競技者が観客として来場した際に、競技者が同会場に置き忘れた競技者の所持品の中に、禁止物質の含有が疑われる物品が含まれていた。これを受けて、競技者への事情確認が行われたところ、競技者は禁止物質の所持を自認するに至った。競技者が所持を自認した禁止物質は、2023 禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）の「S1 蛋白同化薬」におけるテストステロン、トレンボロン及び、「S2 ペプチドホルモン、成長因子、関連物質および模倣物質」におけるインスリン様成長因子 - 1 (IGF-1) であるところ、これらはいずれも競技会外における禁止物質であるため、本規程 2.6.1 項に定める「競技会外において競技会外における禁止物質若しくは禁止方法を競技者が保有すること」に該当する。また、競技者は、上記物質の保有が本規程第 4.4 項の規定に従って付与された治療使用特例又はその他の正当な理由に基づくものであることを証明して

いない。そこで、本件においては、競技者について本規程 2.6.1 項の違反が認められる。

- ・ 上記物質は禁止表における「特定物質」に該当しないところ、競技者は、今回の違反が意図的ではなかった旨の立証はしていない。よって、本件においては本規程 10.2.1.1 項が適用される。なお、競技者は、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかった。
- ・ 上記の事実及び今回の違反が 1 回目の違反であることからすれば、本規程 10.2.1 項の定めに基づき、競技者を 4 年間の資格停止とするのが相当であるところ、本件では、競技者において、本規程 10.8.1 項に従い、上記の違反について「アンチ・ドーピング規則違反の自認と措置の受諾」を 2023 年 10 月 22 日付で JADA に提出しており、早期の自認及び制裁措置の受諾に基づく資格停止期間の 1 年間の短縮が適用される。
- ・ 本件における資格停止期間の開始は、本規程 10.13 項に基づき、JADA が「アンチ・ドーピング規則違反の自認と措置の受諾」を受領した日となり、2023 年 10 月 24 日となる。
- ・ なお、本件では、競技者において、本規程 8.3.1 項に従い、上記の違反について自認し、聴聞会を放棄した上で、JADA の提案する措置を頭書記載の日付でもって受諾している。したがって、本件においては、日本アンチ・ドーピング規律パネルによる聴聞会は開催されず、本規程 8.3.3 項に従い、JADA の名において本決定書を発行するものとする。
- ・ 競技者は、国際レベルの競技者ではない。本規程 13.2.2 項及び 13.6.2 項に基づき、本規程 13.2.3.2 項に定める人は、本決定の受領の日から 21 日以内に、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（東京都千代田区平河町 2 丁目 4 番 13 号 ノーブルコート 403）に対し、不服申立てを提起することができる。

以 上